

## 北九州市飲み歩き街バル支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北九州市内で実施される街バル等イベント（以下、「イベント」という。）を支援することにより、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ市内消費の回復を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北九州市補助金等交付規則（昭和41年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「イベント」とは、一般消費者が事前又は当日に購入した飲食用回数券を使い、複数の参加店舗で飲食等をするイベントをいう。

2 この要綱において「チケットレスイベント」とは、前項に規定するイベントのうち、参加チケットを紙として発行せず、非接触型電子系ICカードや携帯電話などを代用した電子チケットを発行して実施するイベントをいう。

3 この要綱において「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び協業組合であって、近接して事業を営む組合員で構成され、総組合員のうち小売商業又はサービス業に属する事業を営んでいる者2分の1以上で構成される団体

(3) 法人格を有しない商店街及び市場で、4人以上の構成員を有する前2号に掲げる団体に準ずる団体及びその連合組織

4 この要綱において「飲食店等団体」とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び進行に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条、第52条の4第1項及び第53条第1項に規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会であって、近接して飲食店を営む事業者で概ね構成される団体をいう。

5 この要綱において「まちづくりに関する活動をしている団体」とは、次に掲げる団体をいう。

(1) 北九州市内に団体の活動の拠点を有し、企画した活動を完了まで責任を持って遂行できること

(2) 令和元年度内にまちづくり活動の実績があり、地域のまちづくり及び賑わいづくりを推進するため、地域事業者や地域住民等からなる団体であること

(3) 特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団

体でないこと

(4) その他補助を行うことが不相当と認められる団体でないこと

6 この要綱において「実行委員会等」とは、イベントを実施するために構成された団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、営利を目的とせず、かつ4人以上で構成され、イベントの実施にあたり、規約等を制定している次の者（以下「対象者」という。）とする。ただし、北九州市内に住所を有する団体に限る。

(1) 商店街等

(2) 飲食店等団体

(3) まちづくりに関する活動をしている団体

(4) 上記(1)から(3)までのいずれかの団体を含み構成する実行委員会等

2 補助対象者は、次に掲げるすべての要件に該当しなければならない。

(1) 規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であること。

(2) イベントの実施にあたり、安全対策及び新型コロナウイルス感染防止対策を講じることができる者であること。

(3) イベントにおいて新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること。

(4) 補助対象者の役員及びイベント参加店舗の代表者（法人にあっては、役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。

(5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象は、第2条第1項に規定するイベント及び同条第2項に規定するチケットレスイベントとし、次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 参加店舗が10店舗以上であること

(2) 特定の場所に多数の人が密集するような取組みでないこと

(3) すべての参加店舗が業界団体の定めるガイドラインを遵守すること。また、参加店舗における営業に際して遵守すべき各種法令に違反していないこと。

(4) すべての参加店舗が新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、かつ福岡県が定める感染防止宣言ステッカー（以下、「ステッカー」という。）に

登録していること。なお、イベントを実施する際は、ステッカー登録時に申請した感染防止対策チェック項目内容を店舗内に必ず掲示すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請の際、既に同種の補助金の交付又はその他の助成手段による助成（以下「他の助成金」という。）を受け、又は受けることと決定しているイベントについては、補助金を交付しない。なお、企業・団体等からの協賛金及び寄付金は他の助成金には含まない。

#### （補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、イベントの実施に要する次に掲げる経費とする。（消費税及び地方消費税を除く。）

- （1）広報に要する経費
- （2）イベントチケット製作費
- （3）会場設営費
- （4）雇用するアルバイト（主催者に属するスタッフを除く。）に対して支払う賃金
- （5）消耗品費（新型コロナウイルス感染対策に関する経費、事務用品費を含む）

- 2 第2条第2項に規定するチケットレスイベントにおいては、前項に規定する補助対象経費に加え、チケットレスに関するシステム導入及び運用に係る経費を対象経費とする。

#### （補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条第1項に掲げる補助対象経費の総額とし、50万円を上限とする。

- 2 前条第2項に掲げる経費に掛かる補助金の額は、同項に規定する補助対象経費の額とし、前項の規定による補助金とは別に50万円を上限とする。
- 3 企業・団体等からの協賛金及び寄付金等の収入（以下「その他の収入」という。）がある場合において、その他の収入と第1項の規定により算出した補助金の合計額が補助対象経費を超えるときは、補助対象経費からその他の収入を差し引いた額を補助金の限度とする。なお、前2項の補助金の両方を申請する場合において、その他の収入があるときは、その他の収入を按分し、前述の方法でそれぞれの補助額を算出する。

#### （補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、令和2年11月5日から令和3年3月31日までとする。

#### （補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請者（以下「申請者」という。）は、交付申請書(様式第1

号)に事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 同一の申請者が行う本補助金の交付申請は、2回を限度とする。

3 申請者を構成する補助対象者の半数以上が同一の者である場合、当該申請者を前項に規定する同一の申請者とみなす。

#### (補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、適正であると認めた場合は交付の決定をし、その旨を交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

第10条 申請の取下げは、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

#### (交付決定の内容等の変更)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさないと市長が認めたときは、この限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合について準用する。

#### (補助対象事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

#### (補助対象事業の遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができなると見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内に実績報告書(様式第6号)に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助対象者が第3条及び第4条に掲げる要件のいずれかに該当しないことが明らかになった場合又は補助対象者が補助交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合又は第11条に基づく内容変更の報告がなく内容変更を行った場合(当該報告がないことについて市長が認めた場合を除く。)は、規則第18条を適用し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の取消しにより申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第17条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、市長は、既に交付されている補助金について期限を定めて、返還通知書(様式第9号)により補助事業者にその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還の期限は、当該返還を命じた日から20日とする。

(補助金の精算払の請求)

第18条 補助金は、精算払の方法により支払う。

2 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは精算払請求書(様式第10号)により市長に請求しなければならない。

(補助金に係る経理)

第19条 補助事業者は、補助金に係る収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に産業経済局長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。